

家屋敷課税について

◆「家屋敷課税」とは？

[地方税法第294条第1項第2号](#)の規定に基づき、大江町内に家屋敷、事務所又は事業所を有する個人で、大江町内に住所を有していない方に町県民税の均等割額 6,000 円が課税されます。

これは、町内に一定の住居等を持っている場合、そのことゆえに各種の行政サービスを受けているはずであるという考え方から、たとえ住民登録がなくても一定の負担をしていただくというものです。

家屋敷課税はあくまで個人住民税であり、土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは異なります。

◆「家屋敷」とは？

地方税法上、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくてもいつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。ただし、他人に貸し付けている場合は課税対象となりません。

◆「事務所」「事業所」とは？

事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われる場所で、自己の所有は問いません。

(例) 診療所、店舗、法律事務所、工場など

◆課税の対象となるのは？

次の1～4全てに当てはまる方に課税されます。

1. 1月1日現在、大江町内に住所を有していない。
2. 町県民税(個人住民税)が大江町で課税されていない。
3. 町県民税(個人住民税)が実際に住所を有している市町村で課税されている。
4. 1月1日現在、大江町内に家屋敷、事務所又は事業所を有している。

※「住所を有している」とは、「生活の本拠である」ことを指します。このため、大江町に住民登録がある方も課税の対象となる場合があります。